

## 船員保険給付に係る事務処理誤りについて

平成23年1月26日

船員保険部

## 1. 職務上傷病手当金等の支給金額誤りについて

## (1) 事象

職務上傷病手当金及び傷病手当金特別支給金（以下「職務上傷病手当金等」という。）の支給にあたり、標準報酬日額に資格喪失事由発生時点の年度に応じた賃金スライド率を乗じて算出すべきところ、事故発生時点の年度に応じた賃金スライド率を乗じて算出し、誤って支給を行った。

また、被保険者資格喪失年月日が平成21年4月以降の被保険者及び現存中の被保険者について、賃金スライドの適用対象外とすべきところ、上記と同様、事故発生時点の年度に応じた賃金スライド率を乗じて算出し、誤って支給を行った。

## 判明の契機

職務上傷病手当金等の支給審査をしていたところ、現存中の被保険者に係る支給額の算出にあたり、賃金スライドを適用していたことに対し疑義を生じ、法令を確認したところ算出方法の誤りが判明。また、賃金スライドが適用される場合の適用年度の解釈についての誤りが判明。

なお、今年度の賃金スライドが実施された平成22年8月以降に同様の誤った処理を行っていたことも判明。

## 対象件数及び金額

追加支給件数	42件（30名分）	193,975円
返納件数	3件（2名分）	9,971円

計 45件（32名分）

## (2) 原因

支給決定及び審査を行う者が、法令を正しく理解していなかったことによる。

## (3) 対応

判明した対象者のうち、返納いただくことになる2名については、電話により謝罪し、返納についてご了承をいただいた。

また、追加支給となる対象者30名については、お詫び状を送付するとともに、追加支給を行った。

#### (4) 再発防止策

審査決定時における確認の徹底を図るとともに、今後制度改正等が行われる場合は、グループ内で勉強会を実施するなどして、法令の正しい解釈に努めることとする。

### 2. 就学援護費の支給誤りについて

#### (1) 事 象

平成22年4月に支払いをした職務上障害年金受給者の就学援護費について、重度障害者(障害等級1級から3級)でなく支給要件に該当しないにもかかわらず、誤って支給を行った。

#### 判明の契機

平成22年10月支払分(22年4月から9月分)の支給審査の際、重度障害者に該当しないことから不支給処理を行った。

その際、過去の分を確認したところ、誤って支給していたことが判明した。

#### 対象件数及び金額

返納件数 2件 414,000円

#### (2) 原 因

当該就学援護費については、平成21年10月支払分(21年4月から9月分)以前から社会保険庁において支給されており、協会引継ぎ時における支給要件の確認が不十分だったことによる。

#### (3) 対 応

該当者2名に対し、電話で状況を説明し、今後就学援護費が支給されない旨了承を得るとともに、過払い分については、今後返納手続きを進めていくこととする。

#### (4) 再発防止策

職務上障害年金受給者の申請書類に障害等級が確認できるものを添付させ、支給要件を確認することとする。